

大紀町行財政改革大綱を策定しました

概要版
(平成20年4月 大紀町)

行財政改革大綱とは

行財政改革大綱とは、行政の組織・制度・運営などを効率良く改めるための指針であります。
当町では、地方分権改革や三位一体改革などによる地方行政を取り巻く環境変化への対応と共に、旧2町1村が合併し、一つの町となったことから様々な面での効率化や公平化の問題も生まれ、町の規模や状況に応じた行財政運営への変革が望まれることとなりました。
行財政改革大綱は大紀町の行財政運営改革への考え方や理念、目指すべき姿などを示した総合的指針となる、平成20年度を初年度とした5か年の計画であり、今後はこの大綱の指針に沿って「実施計画」を策定し、その実現に向けて推進することとなります。

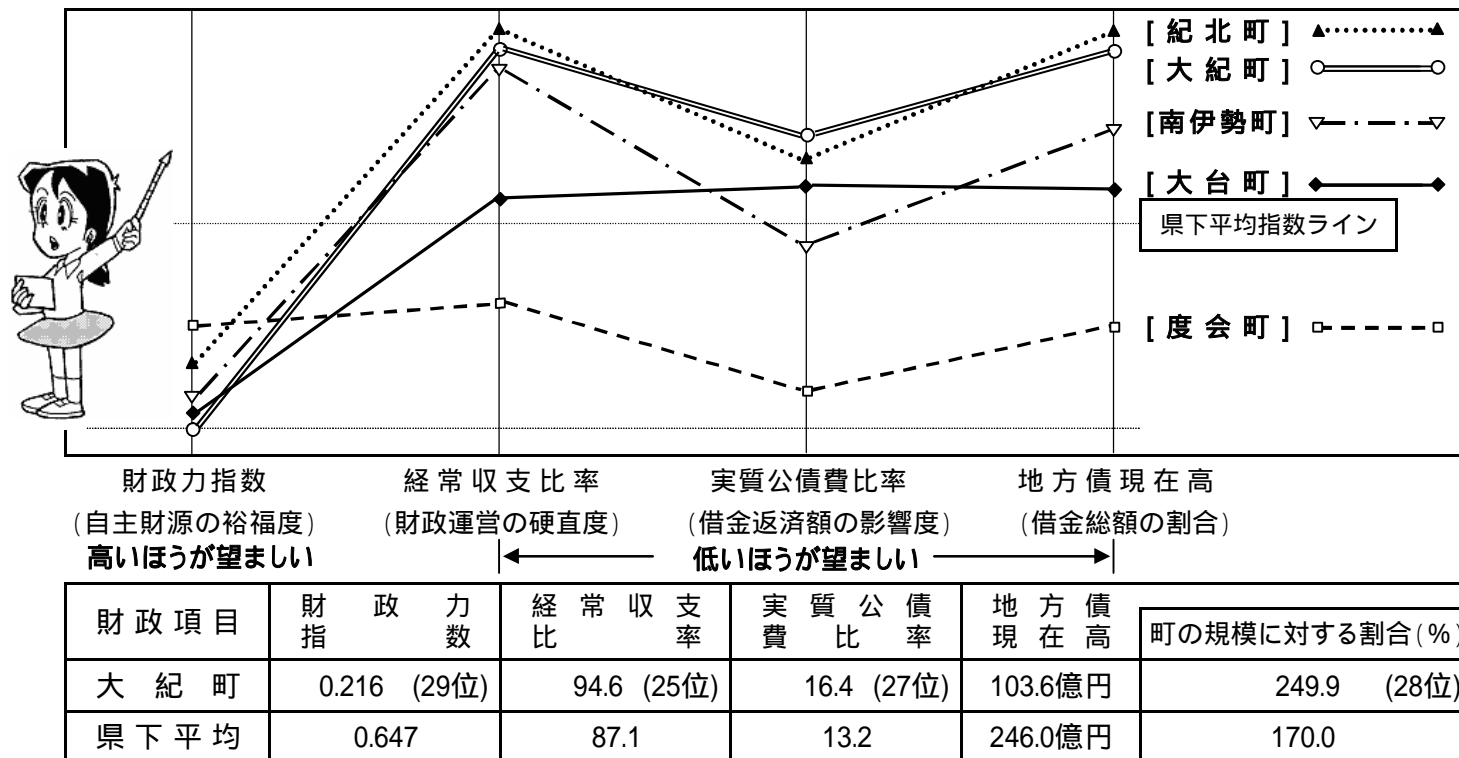
大紀町の財政状況

まず、合併後から10年間の措置として、歳入の普通交付税におきまして約5億円が優遇交付されていましたが、この5億円の優遇交付額が平成27年度から削減されることとなります。普通交付税は町税と同様に町の基本的な財源となるものですが、削減される5億円の対処として新たな歳入を見込むことは大変困難なことであり、歳入の抑制・削減による対応が必須となります。

また、三位一体改革の推進などから、小規模で交付税に頼っている財政力の乏しい自治体への財政的影響や、国勢調査人口の減少による普通交付税の削減など、当町では様々な面で将来にわたる財政的な厳しさが浮き彫りとなりました。

このように、現状のままでは将来的に極めて心配すべき状況に陥ることが予想され、行政経費の削減・効率化と事務事業の選択、また、的確な収支バランスを見据えた将来に負担を残さない財政運営を実現することが急務となっております。

財政上の主な指標で見る大紀町の現状 (平成18年度値での近隣町比較)



指数の右欄()は、県下29市町中の順位を表しています。

目指すべき改革の目標

- 「情報の公開・共有を進め、協働による町政運営」の推進
組織・仕組み・事業などの情報をわかりやすく公開することで情報の共有を図り、行政と町民の協働によって町民が住みやすく安心して暮らせる町政の実現を目指します。
- 「将来世代へ過度の負担を残さない財政運営」の実現
直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した財政運営を行えるよう抜本的に財政を改革し、自立可能な財政構造と将来世代へ過度の負担を残さない財政運営を目指します。

実現するための改革の柱

- 人の改革 時代・地域に即した人材の育成及び活用
・人材育成計画の策定 など
- 組織の改革 地域及び規模に即し、わかりやすく効率的な組織・機構の創設
・新たな組織機構、体制の構築
・職員数の早期是正や人事評価システムの導入 など
- 仕組みの改革 町民参画や情報の提供・共有などについての仕組みの構築
・積極的な公表制度、町民参画制度、町民との協働制度などの導入 など
- 事業の改革 事業等の必要性、目的と共に成果の検証などによる事業の見直しや効率化の実現
・事務事業評価制度の導入
・事務事業全般の見直しによる効率化や経費の削減 など
- 財政の改革 交付税での優遇交付額が削減される平成27年度までの財政的自立の実現
・公債費(町の借入金返済額)の削減
・自主財源確保への取り組み など



補完性の原理 ~「自助、共助(互助)、公助(扶助)」三助の実践~

地方分権理念のキーワードとして、「補完性の原理」という言葉が用いられます。これは、「自分でできることは自分で行い(自助)、できないことは地域で助け合い(共助)、地域でできないことは町で支援する(公助)」といったように、「自らができないことは自らを取り巻く最も近い組織から順に必要な部分のみの支援を行っていく。独力のできる事柄を社会が奪い、取り上げることは不当と同時に有害でもある。」という、あらゆる意思決定等において主体性を尊重した古くからある哲学的な概念であります。

このことは、個人・家族・親戚・地区・町等といったもっとも小さな単位からの出発であり、地方分権改革がめざす国・県・町の関係のあり方とともに、町におきましても「町が担う事柄」を再確認し、我が町の行財政改革に反映させることが必要となります。

行政自らの事務経費等の改善の必要性はもとより、皆様におかれましても事務事業遂行の妥当性や分担関係をご理解いただきますと共に、行政への積極的な参画を賜る中、将来へ引き継ぐより良い町政への改革を目指します。

お問い合わせ先 ~ 大紀町役場 行政改革推進室 [TEL0598-86-2213] [e-mail gyo@town.mie-taiki.lg.jp]

大紀町行財政改革大綱は大紀町ホームページや各支所、出張所でご覧になれます。